

育休退園の廃止にかかるQ&A

	質問	回答
No.1	いつから開始されるか。	令和4年4月から開始となります。
No.2	対象年齢は何歳からか。	全ての児童が対象となります。
No.3	育休に伴う退園をしてもよいか。その場合は育休退園扱いとなるか。	退園しご家庭での保育をしていただくことも可能です。その場合は育休退園扱いとなります。
No.4	育休を取得している児童を、育休中に新規で申し込む事は可能か。	従来通り、保育園に入所できた月と同月に職場復帰することを条件に申し込みが可能です。
No.5	両親共に育休を取得しても退園はしなくてもよいか。	問題ありません。
No.6	育休退園となったが、職場復帰する月より前に申し込む事は可能か。	令和4年5月途中入所より、育休退園となった児童については年度内に職場復帰することを条件に申し込みが可能です。
No.7	育休退園となった後に、再度保育園を希望する場合は優遇されるか。	従来通り、利用調整時に保育の必要性が高くなります。
No.8	私は育休は取っていないが、専業主婦で子ども二人を家で保育しています。上の子だけ保育園に申し込みできるか。	保育の必要性がない場合には、保育園のご利用はできません。
No.9	どのような手続きが必要か。	育休取得が分かる就労証明書（復職予定日の記載があるもの）と変更申請書の提出が必要です。
No.10	過去に育休退園している場合はどうなるか。	No.6と同様に、令和4年5月途中入所より、育休退園となった児童については年度内に職場復帰することを条件に申し込みが可能です。
No.11	年度内復帰で入所したが下の子の保育園が決まらず年度内復帰ができなくなった場合はどうなるか。	年度末で退園となります。
No.12	年度内復帰で入所したが第三子の妊娠で年度内復帰ができなくなった場合はどうなるか。	年度内に育休復帰が出来ないことが確定した時点の月末で退園となります。
No.13	年度内復帰で保育園を利用しているが、年度内復帰が出来なくなって退園となったが、次に申し込む時にペナルティはあるか。	ありません。
No.14	育休退園となった場合に、令和4年4月入所の二次募集から、年度内復帰での申込が可能か。	令和4年4月入所希望の場合は、従来通り令和4年4月に育休復帰が条件となります（ただし、4・5歳児クラスへの申込は年度内復帰の対象となります）。育休退園となった児童の年度内復帰は令和4年5月途中入所からの適用となります。
No.15	今は第一子の育休中で、第一子は保育園に通っていない。第二子を妊娠したため、産前産後で申し込みたい。仮に入れた場合に、その後第二子の育休を取得しますが、第一子は退園しなくてもよいか。	引き続き育児休業を理由に利用できます。
No.16	No.15に関連し育休取得に伴い退園した場合、育休退園扱いとなるのか。	育休退園となります。
No.17	現在、2歳児（又は3歳児）クラスまでの園に預けていて3歳児（又は4歳児）クラスになるタイミングで4月入所申し込みが必要だが、育休を継続して取得しながらの申し込みはできるか。	年度内復帰が条件となりますので、職場復帰のタイミングの年度での申し込みとなります。
No.18	育休退園となった子どもを、年度内復帰で申し込む場合の利用調整基準の加点はあるのか。	令和6年度までは加点があります。
No.19	年度内復帰の申込はいつまで可能か。	令和6年度に入所する申込まで可能です。